

最高裁秘書第3922号

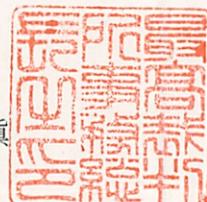
令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



苦情の申出に係る諮問について（通知）

11月22日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4078号

令和4年1月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎
に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館
法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月26日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第48号

(2) 謝問日

令和3年12月27日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4079号

令和4年1月6日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

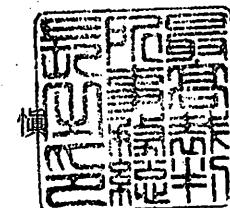
諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第48号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月27日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

庁舎全体に極めて高度なセキュリティを確保する必要がある最高裁判所の庁舎に、日本国民に対して図書館奉仕を提供する最高裁判所図書館（国立国会図書館法2条、20条及び21条1項参照）が設置されている理由が分かる文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月22日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件申出の趣旨は、最高裁判所の庁舎に国立国会図書館の支部図書館が設置された理由そのものが分かる文書の開示を求めるものと解される。

この点、最高裁判所図書館の設置根拠は、裁判所法14条の3に「最高裁判所に国立国会図書館の支部図書館として、最高裁判所図書館を置く。」と定められており、国立国会図書館の支部図書館を最高裁判所の庁舎に設置することについては、最高裁判所が検討や決定を行う立場にないため、本件申出に係る文書を作成又は取得していない。

念のため、最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

(2) よって、原判断は相当である。